

改正

平成25年3月25日水管規程第4号

令和元年12月19日水管規程第6号

鹿屋市水道事業及び下水道事業建設工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿屋市上下水道部（以下「上下水道部」という。）が主体である水道事業及び下水道事業の建設工事について上下水道部が締結した契約の適正な履行を確保するため、又は上下水道部が受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む。）をするため、上下水道部が行う地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項の監督の手段として行う検査及び同項の検査（以下「工事検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事検査の種類及び内容)

第2条 工事検査の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 出来形検査

法第234条の2第1項の検査のうち工事に係る契約の相手方（以下「請負者等」という。）から当該契約に基づく給付の完了前に工事の既済部分について確認の申請があった場合において、当該申請に係る工事の出来形を確認するために行う検査

(2) 一部完成検査

法第234条の2第1項の検査のうち、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（以下「契約書等」という。）において工事の完成に先立って上下水道部に引き渡すべきことを指定した部分について、請負者等から当該指定部分が完成した旨の通知があった場合において、当該指定部分の完成を確認するために行う検査

(3) 中間検査

工事の施工途中において、上下水道部が当該工事に係る契約の適正な履行を確保するため必要があると認める場合に、随時、法第234条の2第1項の監督の手段として行う検査

(4) 完成検査

法第234条の2第1項の検査のうち、請負者等から工事が完成した旨の通知があった場合において、上下水道部が受ける給付の完了を確認するために行う検査

(検査員)

第3条 この規程において「検査員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 工事検査の執行について管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定に基づき、管理者の権限を行う市長をいう。）の委任を受けた者

(2) 管理者又は前号に規定する者から工事検査の執行を命ぜられた者

2 検査員と工事検査の対象となる工事に係る法第234条の2第1項の監督（中間検査の執行を除く。）を行わせる職員（以下「監督員」という。）は、兼ねさせることができないものとする。

(検査員の心得)

第4条 検査員は、工事検査をする前に、工事検査の対象となる工事に係る契約書等の内容を熟知しておかなければならない。

2 検査員は、厳正かつ公平に工事検査を実施しなければならない。

3 検査員は、工事検査の結果について独自に判断を下し難い場合は、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事検査の通知)

第5条 検査員は、工事検査を実施するときは、請負者に対し、あらかじめ、工事検査の日時その他工事検査の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。

(立会いの要求)

第6条 検査員は、工事検査を実施するに当たり、請負者等又はその工事に關し、請負者等があらかじめ現場代理人として指定した者及び必要に応じ監督員の立会いを求めなければならない。

(工事検査の実施)

第7条 検査員は、工事検査の対象となる工事に係る契約書等に基づき、当該工事の施工状況、出来形、品質及び出来栄えについて工事検査をしなければならない。

2 工事の出来形についての工事検査は、工事の種類ごとに別に定める工事検査基準（以下「検査基準」という。）に照らし、その許容範囲内にあるか否かを、工事の現場において確認する方法で行わなければならない。

(破壊検査及び水圧試験)

第8条 検査員は、工事による構築物の全部若しくは一部が地中又は水中に埋没していることその他の理由により、その部分について外部から確認できない場合において必要があると認めるとき、及び工事が設計書に適合していないと認められる相当の理由がある場合は、工事の施工部分を破壊して工事検査を実施しなければならない。

- 2 水圧試験は、布設管をキャップ等で区切り、監督員の確認の下で清浄水に消毒液を混ぜ管内に注入し、手押しポンプ等を用いて指示水圧（10Mpa）まで加圧するものとする。また、圧力保持の状態を監督員の確認を受け、同時に自記録圧力計を設置するものとする。この場合において、24時間後の圧力保持ができない場合は、原因を究明解決し、改めて水圧試験を行うこととする。
- 3 検査員は、前2項の規定により工事検査をしたときは、その内容及び結果を記録しておかなければならない。

（工事の手直し要求及びその確認）

第9条 検査員は、工事検査の結果、工事の全部又は一部が検査基準に適合していないと認められるときは、工事の手直しを求めなければならない。

- 2 前項の規定による工事の手直しの要求（以下「手直し要求」という。）は、工事手直し要求書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、手直しすべき事項が軽易なものである場合は、口頭で行うことができる。
- 3 検査員は、前項に規定する手直し要求による工事の手直しが終了したときは、手直し要求に係る請負者等に対し、その旨を直ちに監督員を経由して報告すべき旨を指示しなければならない。この場合において、工事手直し要求書により手直し要求を行ったときの報告は、工事手直し要求履行書（別記第2号様式）により行わせるものとする。
- 4 検査員は、請負者等から前項の規定による報告を受けたときは、速やかに工事の手直しの結果を確認しなければならない。

（工事の合格の判定）

第10条 検査員は、工事検査の結果、当該工事検査の対象となった工事が検査基準に適合しているときは、工事検査合格の判定を下すものとする。

（適用）

第11条 この検査基準は、鹿屋市水道事業及び下水道事業が施行する上下水道工事に適用する。ただし、この検査基準により難い場合は、特記仕様書によるものとする。

（工事成績の評定）

第12条 検査員は、工事検査（出来形検査を除く。）を実施したときは、前条の規定による判定のほか、工事検査の対象となった工事に関し、別に定めるところにより評定をしなければならない。

- 2 検査員は、前項の規定により工事の評定をする場合は、あらかじめ、監督員をして同項の規定に準じて工事の評定をさせなければならない。

（合格判定値）

第13条 合格判定値とは設計仕様の数値と出来上がり数値との許容限界をいう。

2 原則として、個々の判定値は全て合格判定値の範囲内になければならない。

3 出来高に関係ある個々の判定値の平均値は、原則として、設計図及び仕様書等の数値を下回ってはならない。

(工事検査結果の復命)

第14条 検査員は、工事検査が終了したときは、前2条の規定による判定及び評定の結果を、速やかに工事検査を命じたものに復命しなければならない。

2 前項の規定による復命は、工事検査の種類ごとに次に掲げる様式を用いて行うものとする。

(1) 出来形検査

検査調書（鹿屋市水道事業及び下水道事業の契約に関する規程（平成18年鹿屋市水道事業管理規程第19号）第2条の規定により準用する鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）別記第8号様式）及び工事既未済調書（同規則別記第9号様式）

(2) 中間検査、一部完成検査及び完成検査

検査調書（鹿屋市契約規則別記第8号様式）

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、工事検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年1月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日までに、解散前の鹿屋串良水道企業団建設工事検査規程（平成7年鹿屋串良水道企業団規程第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月25日水管規程第4号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月19日水管規程第6号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日の前日までに、この規程による改正前の鹿屋市水道事業の契約に関する規程、鹿屋市水道事業建設工事検査規程、鹿屋市水道事業長期継続契約を締結することができる契約に関する規程、鹿屋市水道事業会計財産規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程による改正後の鹿屋市水道事業の契約に関する規程、鹿屋市水道事業建設工事検査規程、鹿屋市水道事業長期継続契約を締結することができる契約に関する規程、鹿屋市水道事業会計財

産規程の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 令和2年度の予算編成に係る手続その他の行為は、この規程の施行前においても、この規程の例により行うことができる。

別記

第1号様式（第9条関係）

工 事 手 直 し 要 求 書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
検 査 日 等	年 月 日 (出来形・一部完成・ 中間・完成) 検査
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>請負者 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名 様</p> <p style="text-align: right;">検査員 職 氏名 印</p> <p>上記の工事について、次のとおり工事の手直しを求めます。 なお、工事の手直しを終了したときは、直ちにその旨を届け出てください。</p>	
手直しの期限	年 月 日
手直し事項	
手直し説明図面	

第2号様式（第9条関係）

工事手直し要求履行届

工 事 名									
工 事 場 所									
工 期	年	月	日から 日まで						
検 査 日 等	年	月	日 〔 出来形・一部完成・ 中間・完 成 〕 検査						
年 月 日									
<table border="1" style="border-style: dashed; width: 150px; margin-left: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">検 査 員 確 認 印</td> <td style="width: 50px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">主任監督員 確 認 印</td> <td style="width: 50px; height: 30px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">監 督 員 確 認 印</td> <td style="width: 50px; height: 30px;"></td> </tr> </table>				検 査 員 確 認 印		主任監督員 確 認 印		監 督 員 確 認 印	
検 査 員 確 認 印									
主任監督員 確 認 印									
監 督 員 確 認 印									
検査員 職 氏名 様	請負者 住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名 印								
上記の工事について、年 月 日に、工事の手直しを終了したので届け出ます。									
手直し事項									
手直し説明図面									